

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年12月11日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（受）第 2400369 号
厚生局事案番号：関東信越（厚）第 2400071 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成26年7月11日は46万5,000円、同年12月5日は66万円、平成27年7月10日は42万円、同年12月4日は66万円、平成28年7月8日は48万円、同年12月2日及び令和元年12月6日はそれぞれ68万円に訂正することが必要である。

平成26年7月11日、同年12月5日、平成27年7月10日、同年12月4日、平成28年7月8日、同年12月2日及び令和元年12月6日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年7月11日、同年12月5日、平成27年7月10日、同年12月4日、平成28年7月8日、同年12月2日及び令和元年12月6日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和33年生
住所：

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成26年7月11日
② 平成26年12月5日
③ 平成27年7月10日
④ 平成27年12月4日
⑤ 平成28年7月8日
⑥ 平成28年12月2日
⑦ 令和元年12月6日

請求期間①から⑦までにA社から支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当記録）になっているが、各請求期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「支給控除項目一覧表」により、請求者は同社から請求

期間①は46万5,000円、請求期間②は66万円、請求期間③は42万円、請求期間④は66万円、請求期間⑤は48万円、請求期間⑥及び⑦はそれぞれ68万円の賞与の支給を受け、それぞれの賞与支給額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（令和4年6月29日受付）に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（受）第2400367号
厚生局事案番号：関東信越（国）第2400016号

第1 結論

昭和60年＊月から昭和61年8月までの請求期間及び平成4年6月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和40年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 昭和60年＊月から昭和61年8月まで
② 平成4年6月

請求期間①について、昭和61年9月頃、自宅近くのA市B出張所に行き、20歳以降国民年金に加入しているか確認したところ、国民年金に加入しておらず国民年金保険料が未納であったことから、その場で加入手続を行い受け取った納付書を使用して2、3か月分ごとに同出張所で保険料を納付した。

また、請求期間②について、請求期間①と同様に未納期間を確認して保険料を納付したが、国民年金の納付済期間となっていないので調査の上、請求期間①及び②の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、昭和61年9月頃にA市B出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、請求期間①当時、住民登録をしていた市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）が新規に付番される払出事務が行われることとなるが、オンライン記録によると、請求者の国民年金番号前後の複数の被保険者の資格取得処理日により、請求者の国民年金番号「＊」は、平成2年4月頃に払い出されたと推認できる上、請求者が初めて国民年金の被保険者となった昭和60年＊月＊日の被保険者資格取得処理年月日は平成2年4月9日とされていることから、当該資格取得処理が行われるまでは、請求期間①は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができず、上記資格取得処理時点では、保険料の徴収権が時効により消滅しており、遡って保険料を納付することはできない。

また、請求者の主張のとおり請求期間①の国民年金保険料を納付するためには、請求期間①当時、請求者に別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシス

テム及び年金情報総合管理・照合システムにより氏名検索を行ったが、請求者に上記以外の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、A市は、請求期間①当時の国民年金に係る資料を保管しておらず、請求者の国民年金の被保険者記録は確認できない旨回答している。

2 請求期間②について、請求者から提出された年金手帳の「国民年金の記録（1）」によると、当該期間は、国民年金の被保険者期間となっていないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求期間②直前の事業所の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成4年6月30日（処理年月日：平成4年7月3日）であるが、国民年金被保険者資格取得日は、当初同年7月1日（処理年月日：平成4年7月20日）とされていたところ、平成8年11月27日に平成4年6月30日を国民年金の被保険者資格取得日として、遡って訂正処理がされたことから、当該訂正処理時点では、請求期間②は時効により国民年金保険料を納付することができない。

3 このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。